

VII その他

追検査について

「追検査」は、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に実施します。

- 一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、外国人・帰国生徒特別選抜、成人特別選抜をやむを得ない理由により欠席した者は、3月下旬に実施する追検査を受検することができます。なお、全国募集特別選抜では、追検査は実施しません。
- 一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜における追検査対象者は、追検査の申請手続きをすることで二次選抜に出願することができます。
- 追検査においては、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の学力検査のうち、追検査対象者が一次選抜で第1希望校とした高等学校の学科（コース）で実施されたものと同じ教科の学力検査を実施し、学校独自検査は実施しません。また、インクルーシブ教育推進特別選抜の追検査対象者については口頭試問（国語、数学、英語）、外国人・帰国生徒特別選抜の追検査対象者については学力検査（数学、英語）及び作文、成人特別選抜の追検査対象者については作文を実施します。
- 追検査で実施された検査の得点、調査書の成績、調査書のその他の記載事項を資料として、総合的に可否を判定します。
- 追検査で合格した場合、他の合格は無効とします。

【追検査対象者の流れ】（例：一次選抜の追検査対象者の場合）

